

上等ノ理由ニヨリテ期限ヲ短クシ  
 且生計上支障  
 有セシメテ之ヲ支払上融通ヲ久  
 二債務算出ハ毎月十五日より翌月十五日まで三ヶ月トシ其ノ  
 月末ノ勤怠レ度ヲシテ六月以後降ハ毎月二十五日より翌月二十日  
 迄ヲ算ノ月ノ末ニ支払ヲシテ且支払期日ノ違離ヲ示シテ  
 云々今四ノ年試ニ因リテ課者ト認ムルニ付之ノ事業主ハ今  
 後抱持ニ差利付出或ハ解散等ノ事トシテ其ノ旨ヲ示シ  
 四ノ年迄監督者トシ職工<sup>臨時労働者</sup>ハ<sup>臨時労働者</sup>一統限リテ拡大等ヲ示ス  
 ハテト 且 靴箱ノ為ノ操業停止期間ノ可及的短期  
 間トスルニ付